



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 ヤマト・インダストリー株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩本 英親
(JASDAQ・コード 7886)
問合せ先 責任者役職名 取締役経営企画室長
氏 名 石川 恵一
(TEL 03 - 3834 - 3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 51 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下、「整備法」といいます。)、 「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(同第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、これらの規定に基づき次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第 4 条 (公告方法)、同第 5 条 (発行可能株式総数)、同第 7 条 (自己の株式の取得)、同第 8 条 (単元株式数)、同第 9 条 (単元未満株券の不発行)、同第 10 条 (単元未満株式の売渡請求)、同第 12 条 (株式取扱規則)、同第 13 条第 2 項及び第 3 項、(株主名簿管理人)、同第 14 条 (基準日)、同第 15 条 (招集)、同第 17 条 (決議の方法)、同第 18 条 (議決権の代理行使)、同第 21 条 (取締役の員数)、同第 22 条 (選任方法)、同第 23 条 (任期)、同第 24 条 (代表取締役および役付取締役)、同第 27 条 (決議方法)、同第 28 条 (取締役会の議事録)、同第 29 条 (報酬等)、同第 32 条 (監査役の員数)、同第 33 条 (選任方法)、同第 34 条 (任期)、同第 35 条第 2 項 (招集通知)、同第 37 条 (常勤監査役)、同第 38 条 (監査役会の議事録)、第 39 条 (報酬等)、同第 45 条 (事業年度)、同第 46 条 (剰余金の配当)、同第 47 条 (中間配当)、同第 48 条 (剰余金の配当金の除斥期間) については、引用する法律の条項や用語の変更を行うとともに、章・条項の構成および順序、条数ならびに一部表現の変更等を行うものであります。
 - ② 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するための規定を新設するものであります(変更案第 11 条)。

- ③ 取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことができるように、取締役会の決議をもって、取締役および監査役の責任を合理的な範囲にとどめることを可能にするための規定を新設するものであります（変更案第30条第1項および同第40条第1項）。なお、変更案第30条第1項および同第40条第1項の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
 - ④ 社外取締役および社外監査役がその役割を十分に発揮できるよう、また社外取締役および社外監査役として有用な人材を招聘することができるように、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります（変更案第30条第2項および同第40条第2項）。なお、変更案第30条第2項および同第40条第2項の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
 - ⑤ 変更案第41条（会計監査人の設置）の新設に伴い、会計監査人に関する規定を整備するものであります（変更案第42条、同第43条および同第44条）。
 - ⑥ 変更案第46条第2項は、会社法第453条に基づき剰余金の配当に関する規定を新設するものであります。
- (2) 以上の変更のほか、株主総会の招集権者及び議長の規定（変更案第16条）および株主総会の議事録に関する規定を新設したほか（変更案第19条）、取締役会、監査役および監査役会に関する規定を整備するものであります（変更案第26条、同第35条第2項、同第36条）。
 - (3) 整備法のみなし規定に基づき、所要の変更を行うものであります（変更案第6条、同第13条第1項、同第20条、同第31条、同第41条）
 - (4) 以上の変更に伴い、所要の章・条項の構成および順序、条数ならびに一部表現の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

1. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生予定日

平成18年6月29日（木曜日）

以上

(別紙)

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総則	第一章 総則
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。
第二章 株式	第二章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、2, 296万株とする。	第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2, 296万株とする。
第 6 条 新設	第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式数)	(単元株式数)
第 7 条 当社の1単元の株式の数は、1, 000株とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、1, 000株とする。
(単元未満株券の不発行)	(単元未満株券の不発行)
第 8 条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところに付いてはこの限りではない。	第 9 条 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の売渡請求)
第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第11条 新設

(株式取扱規則)

第10条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続き及びその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(名義書換代理人)

第11条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。
②当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
③当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
②前項のほか、商法第293条ノ5の規定

(単元未満株主の権利制限)

第11条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利

(株式取扱規則)

第12条 当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売り渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび売り渡し、その他の株式ならびに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要があるときは、

による金銭の分配（以下「中間配当」という）を受けるべき者を確定するため、その他必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第三章 株主総会

(招集)
第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第16条 新設

(決議の方法)

第15条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって決する。

②商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。

(議決権の代理行使)

第16条 当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

②前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条 新設

取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第三章 株主総会

(招集)
第15条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除いて、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。

3. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およ

第四章 取締役及び取締役会

第20条 新設

(員数)

第17条 当社の取締役は、16名以内とする。

(選任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。

②当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。

②当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(招集者及び議長)

第21条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第22条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要がある時は、この

びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第四章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、16名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 当社の取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集者および議長)

第25条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第26条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、

期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第23条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(報酬並びに退職慰労金)

第26条 当社の取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第30条 新設

第五章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会)

第31条 新設

(員数)

第27条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第28条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。

緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第27条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第29条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常任監査役)

第30条 当社の監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(招集通知)

第31条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(決議の方法)

第32条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(常任監査役)

第30条から移設

(監査役会の議事録)

第33条 当社の監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(報酬並びに退職慰労金)

第35条 当社の監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第40条 新設

(任期)

第34条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(第37条へ移設し、一部変更)

(招集通知)

第35条 第1項は現行どおり

2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第36条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第37条 当社の監査役会は、監査役会の決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の議事録)

第38条 当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第39条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

新設

第六章 会計監査人

第六章 計算
(営業年度及び決算期)

第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当金)

第37条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払うものとする。

第46条第2項 新設

(中間配当)

第38条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、中間配当をすることができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。

2. 前項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

<p>(除斥期間)</p> <p>第39条 当社の利益配当金又は中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>②未払の利益配当金又は中間配当金については、利息を付けないものとする。</p>	<p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 当社の剰余金の配当金(前条の配当金を含む。)は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の剰余金の配当金(前条の配当金を含む。)は、利息を付けないものとする。</p>
--	--